

次のとおり公募に付する。

令和7年2月28日

岩手県知事 達増 拓也

1 公募に付する事項

令和7年度岩手県文化芸術コーディネーター業務（県央広域振興圏）一式

2 応募要件に関する事項

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。
- (2) 本件委託予定事業に類似する文化芸術活動を行う団体等へ鑑賞・活動等に関する技術的助言、専門的情報、各種団体のマッチング業務に係る事業実績がある法人又は団体であること。
- (3) 文化芸術についての十分な知識・経験とともに、地域の文化芸術団体等の活動状況等に関する情報を有する法人又は団体であること。
- (4) 県との緊密な連携のもと、適切に事業を遂行することができる法人又は団体であること。
- (5) 次のいずれかに該当する法人又は団体でないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者。
 - エ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
 - オ 代表者、役員(執行役員を含む。)、支店又は営業所を代表する者等、経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者。なお、県は、上記を警察に照会する場合がある。
 - カ 参加意思確認申請書等の提出の日から契約予定人を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けている者。
 - キ 参加意思確認申請書等の提出の日から契約予定人を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者。

3 業務の仕様書

別添「業務仕様書」のとおり

4 参加意思確認書等の提出期限

(1) 提出期限

令和7年3月10日(月)17:00【必着】

(2) 提出場所等

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県文化スポーツ部文化振興課文化芸術担当

電子メール AK0002@pref.iwate.jp

(3) 提出方法

直接持参、郵送又は電子メール

ア 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(土曜日、日曜日を除く。)に、4(2)に直接提出すること。

イ 郵送又は電子メールの場合は、期限までに4(2)宛て必着のこと。

(4) 提出書類

ア 参加意思確認書(別紙1「参加意思確認書」のとおり)

イ 実施体制等確認書(別紙2「実施体制等確認書」のとおり)

ウ 業務仕様書4(1)に示す業務について、過去2か年の実績が分かる書類(任意様式)

5 参加意思確認書の無効について

応募要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

6 契約予定人の選定方法

(1) 要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

(2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札へ移行する。

なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札の参加者となることができる。

7 その他

(1) この公募は、契約の相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続きである。

(2) 次のいずれかの場合は、契約予定人候補者と個別に交渉し、契約予定人としてすることができる。

ア 応募者に要件を満たす者がいないとき

イ 応募者がいないとき

(3) この委託業務の実施予定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであること。

(4) 予算額に変更が生じた場合は、速やかにその旨を連絡する。

また、令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。